

特 記 仕 様 書

工 事 名 南房総市富浦町豊岡地先 舗装本復旧工事（防安）
路 線 名 市道富浦 1 号線・同原岡 6 号線・同原岡 7 号線・法定外道路
工 事 場 所 南房総市富浦町豊岡 3 6 番 1 地先
事 業 年 度 令和 8 年度

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 10 月改定）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般事項は、標準仕様書及び千葉県土木工事共通仕様書（最新版）（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第 2 条 工事用地等の使用

本工事箇所の作業ヤード等の借地は受注者で交渉及び契約をすること。

第 3 条 公共事業労務費調査に対する協力について

1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を明確に記入し発注者に提出する等必要な協力を行わなければならない。
2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後の訪問して行う調査・指導の対象に受注者になった場合は、受注者は、その実施に協力しなければならない。
3. 公共事業労務費調査の対象となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
4. 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、受注者（元請人）は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第 4 条 CORINS への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が 5 0 0 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 1 0 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 1 0 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 1 0 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 5 0 0 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代

金のみ変更の場合は原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は変更時の提示を省略できる。

第5条 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

工事を実施するにあたっては、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を施工計画書に含め提出するものとする。また、計画書の実施状況については、工事完成後すみやかに発注者まで提出するものとする。なお、この場合「再生資源の利用の促進に関する法律」第10条関係省令第8条第1項及び同法第18条関係省令第7条第1項に定める規模以上の場合のみとする。

なお、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の様式については、監督職員の指示によるものとする。

第6条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、本特記仕様書及び千葉県土木工事施工管理基準（最新版）によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県写真管理基準(最新版)によるものとする。

第7条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事期間中に配置する交通整理員は下記のとおりとする。但し、交差点部付近等増員が必要と判断される場合は、現場状況に応じ配置すること。

施工箇所	昼間作業	夜間作業	昼夜間作業
全区間	1～3人	—	—

3. 工事の施工に際し、地下埋設物件検討が予想される場合は、その管理者と現地立会いのうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
4. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
5. 埋設物等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会いを求め、管理者を明確にしなければならない。

第8条 公害対策

1. 工事に使用する道路は、常に路面状態を監視し、工事用車両の通行により道路が損傷するか、又は、そのおそれのあるときは、直ちに補修を行い地域住民に迷惑を及ぼさないように留意しなければならない。
2. 工事中は、人畜、構造物、田畑、作物等に損傷を与えぬよう注意しなければならない。
3. 作業に伴う濁水、作業基地内の排水はすべて基地内に収め、環境基準に即して処理し、排水すること。

第9条 施工計画書

1. 受注者は、報告書等技术資料に記述した施工計画書の内容に基づき、施工計画書を作成し施工しなければならない。

第10条 設計変更

設計変更等については、契約書第19条から第25条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載してあるところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン(総合版)令和3年1月(千葉県県土整備部)」によることとする。

第11条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等からの土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又は、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 不法・違法無線局(不法パーソナル無線)を設置したダンプトラックカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
6. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
7. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第12条 建設機械の使用

本工事の施工にあたり下記機種 of 建設機械を使用する場合は、標準操作方式建設機械指定要領(平成3年10月8日建設省経機発第248号 最終改正平成8年3月22日付け経機発第35号)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。また、指定されていない建設機械を使用する場合は監督職員と協議するものとする。ただし、平成6年9月30日以前に製作された移動式クレーン、平成7年3月31日以前に製作されたブルドーザについては、この限りではない。

機 種	備 考
バックホウ(油圧ショベル)	
移動式クレーン (平成6年10月1日以降に製造されたもの)	クローラクレーン トラッククレーン ホイールクレーン
ブルドーザ (平成7年4月1日以降に製造されたもの)	

本工事の施工にあたり、下記機種 of 建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日建設省経機発第249号 最終改正平成8年3月22日)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。

機 種	備 考
・バックホウ ・トラクタショベル車輪型 ・ブルドーザ	ディーゼルエンジン(出力7.5kw~260kw)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

第13条 デジタル工事写真の黒板情報電子化

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、監督職員の承諾を受けたうえでデジタル工事写真の黒板除却電子化対策工事（以降「対象工事」という）とすることができる。対象工事では以下の1から4の全てを実施することとする。

1. 受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降「使用機器」という）については、写真管理基準（令和7年度版）に示す項目の電子的記入ができること。かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト（CRYPTREC 暗号リスト）」UR「<http://www.cryptrec.go.jp/List.html>」に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として下記のURL「<http://www.cals.jacis.or.jp/CIM/shaeing/Index.html>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. 受注者は、同条1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う場合は、写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 本工事の工事写真取扱いは、写真管理基準（令和7年度版）及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）に準ずるが、同条2に示す黒板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（令和5年3月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。
4. 受注者は同条2に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下「黒板情報電子化写真」という。）を工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacis.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）またはチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合簿」等により提出するものとする。

第14条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着工後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事現場で予想される事故対策

6. その他、安全・訓練等として必要な事項

第15条 安全・訓練等に関する施工計画

施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を立てること。

第16条 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況（写真等）を管理するものとする。

第17条 環境対策

1. 受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書「環境対策」内に独立した項目として「環境に配慮した工事实施計画」について記載するものとする。
2. 工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。
3. 本工事で使用する軽油については、JIS規格軽油を使用すること。
4. 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。

第18条 工期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から令和8年10月30日までとする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	30日間
後片付け期間	15日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数+天候等による作業不能日）/実働日数	0.78

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：42日間／年間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：5日間／年間（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数（過去5か年（2020年1月～2024年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第19条 施工時間の変更

本工事の施工時間は、8時30分から17時00分（準備、後片付けを含む）までとし、作業区分は下記によるものとする。ただし、公道規制作業開始は、9時00分からとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全区間
夜間作業	_____

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第20条 週休2日制適用工事（現場閉所による週休2日工事）

1. 本工事は、週休2日制適用工事である。
2. 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日（4週8休以上）達成相当の経費を補正している。
3. 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。
4. 週休2日制の実施にあたっては、「千葉県週休2日制適用工事実施要領（令和7年10月版）」に基づき行うこと。

第21条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保安措置を講ずるものとする。

第22条 監理技術者等の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着工するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、建設業法第26条による主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、受注契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
2. 工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、建設業法第26条による主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した日とする。

第23条 段階確認

1. 受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施工段階(確認時期)	摘 要
舗装工	不陸整正工	施工完了後	計画高からの下がり・幅員
	AS表層工	施工後	幅・コア確認・平坦性
	CO表層工	施工中及び完了後	溶接金網設置確認
			打設厚箱抜確認 幅・平坦性
区画線工	溶融式区画線	施工前	位置・幅
		施工後	幅・厚さ

第24条 建設副産物対策

「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（C O B R I S）」により作成し、施工計画書に含め各1部を提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と同システムにより作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後 5 年間保存しておくこと。

○作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 1 0 0 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず、作成すること。

第 2 5 条 建設副産物処理

アスファルト塊、コンクリート塊、舗装版切断排水の搬出については下記のとおりとする。

1. 産業廃棄物処分業許可業者に運搬し処理するものとする。なお、運搬に先立ち、受入条件等を確認し、監督職員に報告しなければならない。
2. 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。
3. 建設廃棄物の処理にあたって、搬出事業者（元請業者）は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、建設廃棄物処理委託契約書（厚生省作成または建設八団体廃棄物対策連絡会作成様式）を監督職員に提示するとともに同契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。
4. 建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に 1 部提出するとともに、実際に要した処分費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提示し確認を受けること。
5. 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として D 票及び E 票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該マニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票）を提示すること。

6. 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 2 6 条 建設副産物の運搬先について

1. 建設副産物の運搬条件は、指定処分（A）とする。
2. 建設副産物の搬出先は、下記のとおり。
 - 1）アスファルト塊（約 90 t）は、片道運搬距離約 18km の南房総市荒川地内の千葉美装㈱に運搬し処理するものとする。
 - 2）コンクリート塊（無筋）（約 4t）は、片道運搬距離約 18km の南房総市荒川地内の千葉美装㈱に運搬し処理するものとする
 - 3）舗装版切断排水＜その他の分別された廃棄物＞（約 40 kg）は、片道運搬距離約 74 km の太陽建設㈱市原エコセンターに運搬し処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受入条件等を確認の上、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第27条 建設リサイクル法

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

2. 請け負おうとする建設業を営む者からの事前説明に関する事項

1) 建設リサイクル法第12条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源等に関する法律」(建設リサイクル法)の施工に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面を交付し説明を行うこととする。

2) 書面の交付は、契約に先立って行うこととする。

3) 書面は施工計画書に添付するものとする。

第28条 履行報告

受注者は、工事進捗状況を記録した工事月報を提出しなければならない。

第29条 契約不適合責任期間

工事目的物にかしがあるときは、受注者は引き渡しの日から2年間そのかしを補修し、またそのかしによって生じた滅失若しくは、き損に対し、損害を賠償しなければならない。

第2章 材 料

第1節 一般事項

第30条 適用

材料についての一般事項は、標準仕様書及び共通仕様書によるものとする。

第31条 材料の規格

本工事に使用する材料は、設計図書に明記されたものを除き、日本産業規格(以下JISとする)に適合したものでなければならない。

第2節 材料の品質及び検査等

第32条 材料の確認

使用する材料は、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に提出し、

監督職員の検査（確認を含む）を受けなければならない。但し、監督職員の認める規格証明、製品証明、試験証明等の書類を有するものは、検査（確認を含む）を省略することができる。

第3節 その他

第33条 使用材料

1. 本工事で使用する建設資材については、設計図書に記載されているものとするが、設計図書に記載されていないものについては、監督職員の指示によるものとする。
2. 本工事の施工にあたり、設計図書に記載した建設資材で不適と思われた場合は監督職員と協議し、建設資材を変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。（下表参照）

材 料 名	提 出	検 査		適 用
		品 質	数 量	
再生粒調碎石	○			RM-30
アスファルト合材	○			再生密粒度AS13mm
アスファルト乳剤	○			PK-3
生コンクリート	○			18-8-25(20)
溶接金網	○			D6×150×150

第3章 工事施工

第34条 舗装版切断時に発生する排水の処理

1. 受注者は、舗装版切断時に発生する排水を回収し、産業廃棄物（汚泥と廃アルカリの混合物）として、第25条「建設副産物処理」の規定により適正に処理すること。
2. 切断機械は、排水吸引機能を有するものを使用する。但し、排水吸引機能を有する切断機の確保が困難な場合は、非吸引型の切断機を用いても良い事とするが、排水の回収及び運搬・処理は適正に行うこと。
3. 当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用する場合は、吸引装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵は産業廃棄物（汚泥）として当該排水と同様に適正に処理すること。

第35条 舗装撤去工

1. 受注者は、既設舗装を撤去するにあたり、必要に応じてあらかじめ舗装版を切断するなど、他に影響を与えないように処理しなければならない。
2. 受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が生じた場合、その処置方法について速やかに監督職員と協議しなければならない。

第36条 不陸整正工

1. 路床面を損なわないように各層の路盤材料を所定の厚さに均一に締固めなければならない。
2. 一層の仕上がり厚は、3cm以下になるよう敷き均すものとする
3. 各層の仕上がり面が平坦となるよう施工しなければならない。
4. 均一な支持力が得られるよう最適含水比で締固めなければならない。

第37条 AS表層工

1. 表層の施工にあたり、舗設作業に先立ち、路盤の表面を損傷しないよう注意し、また入念に清掃しなければならない。
2. 工事完了後に舗装の下がり、陥没等が発生した場合は、契約約款第56条第4項に定める「契約不適合責任期間」において監督職員と協議し、速やかに舗装復旧を行うこと。

第38条 CO表層工

1. 表層の施工にあたり、舗設作業に先立ち、路盤の表面を損傷しないよう注意し、また入念に清掃しなければならない。
2. 工事完了後に舗装の下がり、陥没等が発生した場合は、契約約款第56条第4項に定める「契約不適合責任期間」において監督職員と協議し、速やかに舗装復旧を行うこと。

第4章 その他

第1節 その他

第39条 受注者の義務

受注者は、千葉県建設工事適正化指導要綱第7条を遵守すること。また、受注者は社内検査を実施し、工期までに書面により報告しなければならない。

第40条 要望・苦情に対する対応

1. 受注者は地元住民及び第3者からの要望・苦情に対しては、親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

第41条 高度技術力・工事における創意工夫等について

1. 受注者は、工事実施において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第42条 提出書類

工事に必要な各種試験、製作承認図面、検査要領書及び計算書を提出すること。

また、下記の関係図書を1部提出すること。

工事竣工図

工事記録写真一式

工事報告書等

その他の資料

本特記仕様書に定められた事項及び監督職員の指示する書類も同様とする。

工事竣工図及び記録写真一式については電子データも提出すること。

出来形管理基準

- ・千葉県土木施工管理基準による

品質管理基準

- ・千葉県土木施工管理基準による

写真管理基準

撮影箇所一覧表

区 分	工 種	写真管理項目		適 用
		撮影項目	撮影頻度（時期）	
着手前・完成	工事着手前	全景又は代表部分写真	着手前 1 回 [着手前]	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後 1 回 [完成後]	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の 工事進捗状況	月 1 回または 撮影予定の測点 [月末]	
		施工中の写真	工種、種別毎に標準仕様書 及び諸基準に従い施工して いることが確認できるように 適宜撮影 [施工中]	
			高度技術・創意工夫・社会 性等に関する実施状況が確 認できるように適宜撮影 [施工中]	高度技術・創意工 夫・社会性等に関 する実施状況の 提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形 状寸法	1 施工箇所に 1 回 [施工前後]	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の 写真	必要に応じて [発生時]	工事打合簿に添 付する
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に 1 回 [設置後]	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に 1 回 [設置後]	
		監視員交通整理状況	各 1 回 [作業中]	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に 1 回 [実施中]	実施状況資料に 添付する
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に 1 回 [使用前]	品質証明に添付 する
		検査実施状況	各品目毎に 1 回 [検査時]	
品質管理写真	品質管理写真撮影箇所一覧表に記載			
出来形管理写真	出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載			
災害	被災状況	被災状況及び 被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]	被災前は付近の 写真でも可
事故	事故報告	事故の状況	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	発生前は付近の 写真でも可
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	発生前は付近の 写真でも可
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎 1 回 [設置後]	

施工条件の明示

安房郡市広域市町村圏事務組合水道部

工 事 名 南房総市富浦町豊岡地先 舗装本復旧工事（防安）

工事場所 南房総市富浦町豊岡 3 6 番 1 地先

明示項目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 施工については、関係機関等と十分なる協議を行い、施工計画を立案し工程管理に留意すること。 2. 当初工程表について変更が生じた場合、随時監督職員と協議し変更工程表を作成すること。 3. 工事施工に際し、周辺住民に対し、工事施工内容及び通行規制の期間について十分説明を行うこと。
用 地 関 係	なし。
公 害 関 係	特記仕様書による。
環 境 対 策	なし。
安全対策関係	1. 施工にあたり交通規制を行う場合には、周辺住民への周知を徹底し、事前に周辺住民の協力を得ること。また、現場は、生活道路でもあるため、即日復旧を行い、早朝・夜間の車両及び歩行者の通行を確保すること。 2. 作業時間帯以外であって異常気象時には、パトロール（信号機、標識類、道路状況等の確認）を実施し、異常があった場合はただちに復旧を行うこと。また、道路の沈下・陥没等が発生した場合は、ただちに監督職員に連絡するとともに復旧を行い交通の支障とならないよう努めること。
工事用道路関係	なし
仮 設 備 関 係	資材置場を借地する場合は、受注者の責任において借地すること。また、保安対策に十分留意すること。
建設副産物関係	特記仕様書による
工事支障物件等	道路排水等の構造物があるため、その構造物を壊さぬよう施工すること。 また、必要がある時は占用事業者の立ち合いを求めること。 その他支障となる物件等においても、同様の扱いとする。
薬液注入関係	なし
そ の 他	工事完成後 2 年間、埋戻し施工等の不良が原因で路面の沈下及びその他不良箇所が生じた場合は、発注者の指示するところにより受注者の責によって、直ちに手直しをおこなうこと。